三　個人であるときは、次に掲げる書類
［イ～ハ　略］
ニ　登録申請者が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
ホ　［略］
［四・五　略］
2　［略］
（心身の故障により高速取引行為に係る業務を適正に行うことができない者）
第三百三十二条の二　法第六十六条の五十三第五号イ(1)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により高速取引行為に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
（登録申請書記載事項の変更の届出）
第三百三十四条　法第六十六条の五十四第一項の規定により届出を行う高速取引行為者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十九号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。
［一・二　略］
三　法第六十六条の五十一第一項第三号に掲げる事項について変更があった場合　次に掲げる書類
［イ・ロ　略］
ハ　新たに役員となった者に係る次に掲げる書類
［(1)～(3)　略］
(4)　法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
(5)　法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで又は第六十六条の五十三第五号イ(1)のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
(6)　法第六十六条の五十三第五号イ（(1)に係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面
四　［略］
［2～5　略］
（開始等の届出を行う場合）
第三百四十一条　法第六十六条の六十第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第六十六条の五十三第五号ロ若しくはハ、第六号イ（同条第五号イ(1)に係る部分を除く。）若しくはロ若しくは第七号又は次号イに該当することとなった場合
二　役員が次のいずれかに該当することとなった事実を知った場合
イ　精神の機能の障害を有する状態となり高速取引行為に係る業務の継続が著しく困難となった者
ロ　法第二十九条の四第一項第二号ロからリまでのいずれかに該当する者
［三～八　略］

三　［同上］
［イ～ハ　同上］
ニ　登録申請者が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
ホ　［同上］
［四・五　同上］
2　［同上］
［条を加える。］
（登録申請書記載事項の変更の届出）
第三百三十四条　［同上］
［一・二　同上］
三　［同上］
［イ・ロ　同上］
ハ　［同上］
［(1)～(3)　同上］
(4)　法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
(5)　法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
［加える。］
四　［同上］
［2～5　同上］
（開始等の届出を行う場合）
第三百四十一条　［同上］
一　法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ又は第六十六条の五十三第五号ロ若しくはハ、第六号イ若しくはロ若しくは第七号に該当することとなった場合
二　役員が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
［三～八　同上］